

## 1 国際政策の推進

### (1) 主な国際会議の動向

#### デジタル・ディバイドの解消、電子商取引に関する議論がより活発に

##### デジタル・ディバイドの解消に向けた取組

近年、デジタル・ディバイド解消、デジタル・オポチュニティ活用の重要性が世界的に叫ばれており、特にアジア太平洋地域においても、同様の意識が急速に高まっている。

2000年7月に開催された九州・沖縄サミットで採択されたいわゆる「IT憲章」では、デジタル・ディバイドの解消に向けた取組について各国首脳が共通の認識をもって取り組んでいくこととされた。

また、2000年10月31日から11月2日までの日程で、東京にてAPTアジア太平洋情報社会サミットが開催され、同サミットでは、平林鴻三郵政大臣（当時）が議長を務め、域内の20人の情報通信担当大臣等を含む30の国・地域の代表者のほか、国際機関（ITU（国際電気通信連合）内海事務総局長、ESCAP（国際連合アジア太平洋経済社会委員会）キム事務局長）、産業界・学界の要人の出席を得て、域内のITの普及促進やデジタル・ディバイドの解消に向けた取組について議論を行い、情報社会の構築に向けて「東京宣言」及び「行動計画」を採択した。今後、その実現に向けて、APTのAIS（アジア太平洋情報社会イニシアチブ）会合にて具体的な取組を検討する予定である。

このほか、民間の活動として、スイスを本部とする世界的な非営利組織である世界経済フォーラム（WEF：World Economic Forum）においても、IT革命、特にデジタル・ディバイドの解消の重要性が示されているところである。例えば、2000年7月には、九州・沖縄サミットに先立ち、「デジタル・ディバイドからデジタル・オポチュニティへ」と題する提言書を議長である森総理大臣（当時）に提出し、「IT憲章」の取りまとめに反映された。また、2001年1月に開催されたWEF年次総会（通称：ダボス会議）においては、森総理大臣（当時）が出席し、デジタル・オポチュニティの拡大についての日本政府の取組を示すとともに、小坂総務副大臣がセッションの一つである「教育に対するテクノロジーの貢献」に出席し、「インターネットや他の技術がどのように教育を向上させるのか」について、我が国の情報通信政策の取組等に関するスピーチを行った。

##### 電子商取引に関する取組

2000年5月にメキシコで開催されたAPEC電気通信・情報産業大臣会合においては、電子商取引への理解を促進し、電子商取引のインフラ開発を推進するための政策・規制環境の確保を謳ったカンクン宣言が採択された。

民間においては、欧州、アフリカ、米州及びアジア・オセアニアのIT関連企業からなるGBDe（Global Business Dialogue on Electronic Commerce：電子商取引に関するグローバルビジネスダイアログ）が、電子商取引に関する諸課題について検討し、年1回の総会で各国政府等に対し提言を行っている。2000年9月のマイアミ総会には佐田郵政総括政務次官（当時）が参加し、我が国のインターネット・電子商取引普及のための政策やIT革命推進に向けた取組について、政府としての基調講演を行った。

さらに、電子商取引推進のための二国間協力に向けた取組として、2001年1月、日英両国政府により「世界的な電子商取引に関する日英共同発表」が取りまとめられた。共同発表は、イギリスのヒューイットe-Minister（電子大臣）来日の際、片山総務大臣、平沼経済産業大臣及び額賀IT担当大臣（当時）と会談した成果として発表され、世界的な電子商取引に関する共通見解、政策上の一般原則、協力のためのアジェンダ等が表明された。

##### ITU関連会合

ITUにかかわる活動としては、2000年5月、世界無線通信会議（WRC-2000）がトルコ・イスタンブールにおいて開催され、IMT-2000への周波数分配等が審議された。また、同年9～10月には、世界電気通信標準化総会（WTSA-2000）がカナダ・モントリオールにおいて開催され、迅速な勧告承認を可能とする手続の導入について決定がなされるとともに、国際計算料金や国際インターネット接続料金に関する勧告が承認された。

この他、2000年12月、ITU主催のアジアテレコム2000（電気通信展示会及びフォーラム）が中国・香港において開催された。展示会には、世界29か国・500社が、最新の情報通信技術の展示を行ったほか、フォーラムでは、世界51か国から政策責任者、民間企業の幹部等が出席し、情報通信に関する最新の政策・技術動向について意見交換を行った。

図表 主な国際会議の概要

会議名	採択された決議等の概要
APEC第4回電気通信・情報産業大臣会合 2000年5月24日～26日 カンクン（メキシコ）	電子商取引への理解を促進し、電子商取引のインフラ開発を推進するための政策・規制環境を確保する 「インターネットサービスのための国際料金取り決めに関するAPEC原則」を採択
APTアジア太平洋情報社会サミット 2000年10月31日～11月2日 東京（日本）	個々人に至る通信の実現に向け、デジタル・ディバイド解消への取組の必要性を認識。「オポチュニティの確保に向けた情報通信基盤の整備」、「情報社会の実現のためのアプリケーションの開発」、「人材育成とITリテラシーの向上」に重点を置き、アジア太平洋地域の特色を活かした多様な取組を推進 当面の目標として、できる限り2005年までに学校や郵便局等公共的な施設からのアクセスを含め、アジア太平洋地域の全ての人々が、インターネットにアクセスできるよう、国内的な努力、国際的な協力に全力を挙げる APTのAIIS（アジア太平洋情報社会イニシアティブ）会合にて東京宣言及び行動計画のフォローを実施
世界無線通信会議 （WRC-2000） 2000年5月8日～6月2日 イスタンブール（トルコ）	IMT-2000への周波数の追加分配 成層圏無線プラットフォームへの周波数の追加分配 第一地域（欧州、アフリカ、アラブ）及び第三地域（アジア、オセアニア）の放送衛星業務プランの見直し
世界電気通信標準化総会 （WTSA-2000） 2000年9月27日～10月6日 モントリオール（カナダ）	迅速な勧告承認を可能とする手続（AAP）の導入 新たな参加形態（アソシエート制度）の導入 IMT-2000を含む将来の移動通信を専門的に扱う特別研究委員会の設置 国際計算料金や国際インターネット接続料金に関する勧告の承認

# 1 国際政策の推進

## (2) G8サミット

### 九州・沖縄サミットでIT憲章を採択

G8サミット（主要国首脳会議）において、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられており、各国首脳の情報通信分野の重要性に対する認識は高まっているところである（図表）。

特に、2000年7月に開催された、九州・沖縄サミット首脳会合においては、森総理大臣（当時）による議長のもと、情報通信技術（IT）が主要テーマの一つとして議論され、「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」（IT憲章）が採択された（図表）。

同憲章において、ITを「21世紀を形作る最強の力の1つ」と位置付けるとともに、情報格差（デジタル・ディバイド）を解消し、ITが提供する機会（デジタル・オポチュニティ）を活用することが重要との認識のもと、全世界的参加の推進を呼び掛けた。また、国際的デジタル・ディバイド解消に向

けた関係者間の協力強化のため、「デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース：Digital Opportunity Task Force）」を設立することが合意された。

ドット・フォースは、G8（政府・ビジネス・NPO）、EU、途上国、ITU、世界銀行、UNDP等の国際機関、WEF・GBDe等のビジネス団体等の参加により構成され、2000年11月東京で開催された第1回会合を皮切りに、計3回の全体会合と計5回の非公式会合を重ねた。そして、これら会合での議論及び関係者との協議等を踏まえ、G8シェルパ（首脳個人代表）に対し、国際的デジタル・ディバイド解消に向けた行動計画等に関する報告書を5月に提出した。

当該報告書は本年7月20～22日開催予定の、G8ジェノバ・サミット（イタリア）での議論等に反映される予定である。

図表 近年のサミットにおける主要議題抜粋（下線部分は情報通信関連）

会議名	主要議題（抜粋）
ナポリ・サミット 1994年7月8日～10日 (イタリア)	(経済) 「雇用と成長」 「WTOの早期設立」 「世界情報通信基盤(GII)の構築」 「G7情報通信閣僚会合の開催に合意」 (政治) 「対ロシア支援」 「チェルノブイリ原発事故対策」
ハリファクス・サミット 1995年6月15日～17日 (カナダ)	(経済) 「IMFの見直し」 「為替の安定」 「ガットウルグアイラウンド合意の完全実施」 「G7情報通信閣僚合意の成果の歓迎及び南ア会合の開催につき合意」 (政治) 「北朝鮮の核兵器保有問題」 「旧ユーゴ情勢」
リヨン・サミット 1996年6月27日～29日 (フランス)	(経済) 「雇用と成長」(「情報通信は経済発展のエンジン」である旨言及) 「国連改革」 「国際金融体制の安定」 (政治) 「国際テロ対策」 「軍縮・核不拡散」 「地球規模環境問題」
デンヴァー・サミット 1997年6月20日～22日 (米国)	(経済) 「国連改革」 「中国のWTO加盟問題」 「電子商取引」 (政治) 「地球規模環境問題」 「国際テロ対策」 「地域情勢」
バーミンガム・サミット 1998年5月15日～17日 (イギリス)	(経済) 「アジア経済危機」 「コンピュータ西暦2000年問題」 「雇用」 (政治) 「国際組織犯罪(ハイテク犯罪)」 「インド核実験」
ケルン・サミット 1999年6月18日～20日 (ドイツ)	(経済) 「重債務貧困国の債務救済」 「世界経済の分析及び対応(国際金融システムの強化等)」 「教育と人材」(「情報通信技術の習得、遠隔教育の重要性」) 「コンピュータ西暦2000年問題」 (政治) 「コソボ問題」 「中東和平プロセス」
九州・沖縄サミット 2000年7月21日～23日 (日本)	(経済) 「IT」(デジタル・ディバイドの解消) 「開発問題」(保健、教育、債務等) 「WTO新ラウンド立上げ」 「国際組織犯罪(ハイテク犯罪)」 (政治) 「紛争予防」 「朝鮮半島情勢」

図表 IT憲章

「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章(IT憲章)」概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術(IT)は、21世紀を形作る最強の力の1つ</li> <li>・情報格差(デジタル・ディバイド)を解消し、ITが提供する機会(デジタル・オポチュニティ)を活用することが重要</li> <li>・全世界的参加の推進を呼び掛け</li> <li>・国際的デジタル・ディバイド解消のため、「デジタル・オポチュニティ作業部会(ドット・フォース)」を設置</li> </ul>

# 1 国際政策の推進

## (3) 国際衛星通信を巡る動向

### インテルサットの民営化が決定

近年、インテルサット、インマルサットは民間衛星によるグローバルなネットワークの出現、同時にインテルサットにおいては国際通信の光海底ケーブルによる伝送への移行により、競争環境が激化したため、機構改革を迫られていた。

インテルサット（国際電気通信衛星機構：INTELSAT）  
インテルサットは、国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分（衛星及びその運行に必要な施設等）を世界のすべての地域に対し、無差別に提供することをその主たる目標とし、「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」によって設立された国際機関である。

近年における光海底ケーブルの利用の増加や民間の国際衛星サービスとの競合の進展等の環境変化に対応するため、1999年10月にマレーシア（ペナン）で開催された第24回締約国総会において、インテルサットの民営化を早期に実施することを前提に、民営化形態について議論を継続することが決定された。その後、作業部会における検討が進められた結果、2000年11月に米国（ワシントンD.C）で開催された第25回締約国総会において、2001年7月における民営化の実施が最終決定された。

民営化の形態については、現行のインテルサットの業務部門については、新会社に移管するとともに、当面の間については途上国等を対象にしたユニバーサルサービスを保護することとされ、当該状況を監視するための政府間機関の設置が決定された。また、これにともない、インテルサット協定の

改正も採択されている。

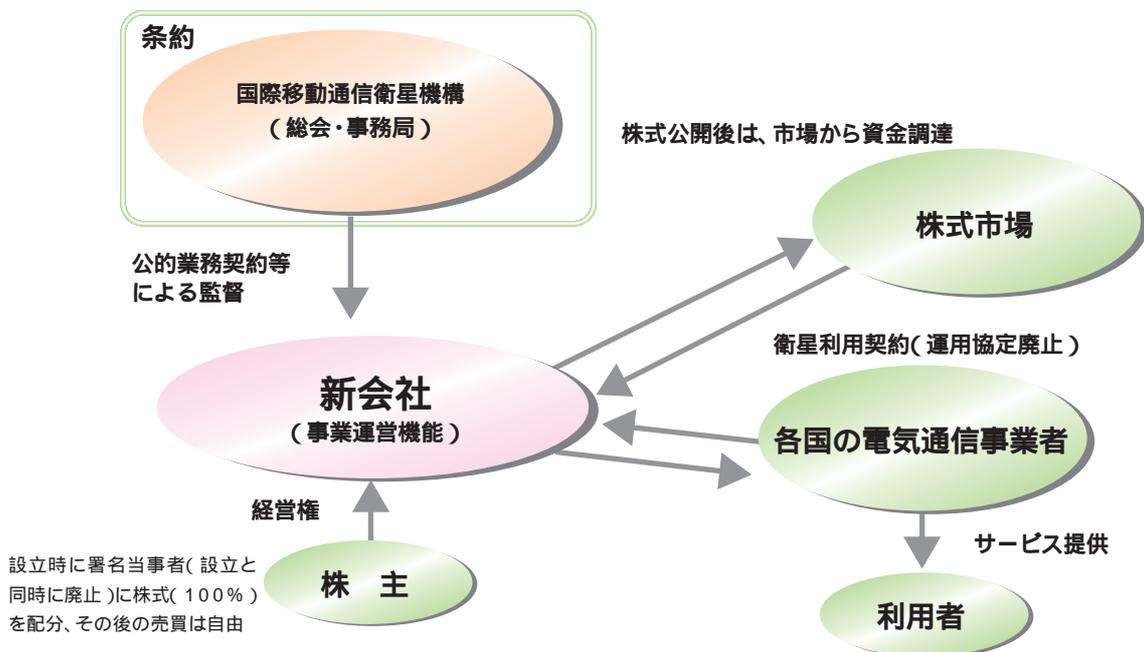
IMSO（国際移動通信衛星機構）

インマルサットは、海事通信を改善するために必要な宇宙部分（衛星及びその運行に必要な施設等）を提供し、これにより、海上における遭難及び人命の安全に係る通信等の改善に貢献することを目的として、「国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約」によって設立された国際機関である（その後、条約の改正により、機構の目的に航空通信及び陸上移動通信のための宇宙部分の提供を追加。）

第10回総会（1994年）において、機構の名称を「国際海事衛星機構（インマルサット）」から「国際移動通信衛星機構（インマルサット）」に変更する条約改正が採択され、また、低軌道移動体衛星通信システムの商用サービス化等の移動通信衛星分野における国際的競争環境に対応するため、1998年、イギリス（ロンドン）で開催された第12回総会において事業部門をインマルサット会社に移管すると共に、会社によるGMDSS（世界海上遭難安全制度）サービス等の公的業務の提供を監督するための政府間機関を設置することを決定し、このための条約改正を採択した。我が国は1999年8月に両改正を受諾した。

2000年6月には第15回総会がイギリス（ロンドン）にて開催され、インマルサット会社が順調な経営状況の下、公的業務を円滑に実施していることなどが報告された。

図表 インマルサットの概略（1998年の条約改正による機構改革後のもの）



## 2 国際協力の推進

### 開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待を寄せられており、開発途上国を含めた地球規模での情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

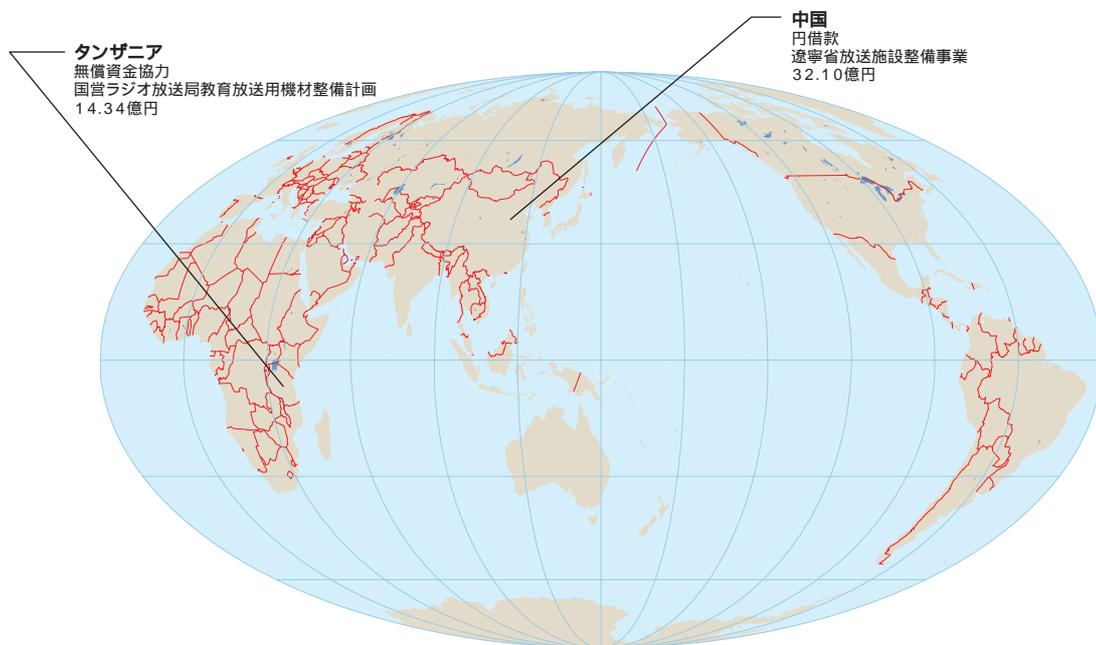
しかしながら開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が未だに40か国程度存在しているのが現状であり、今後、IT革命の進展にともない国際的なデジタル・ディバイドの拡大が懸念されている。

総務省では、これらに対応すべく外務省、国際協力事業団

(JICA)、国際協力銀行(JBIC)と協力し、ODA(政府開発援助: Official Development Assistance)を通じた開発途上国における情報通信分野の継続的な発展に貢献している(図表、 )。

また、2000年7月に森総理大臣(当時)が表明した、我が国としてのIT分野における包括的協力策や、九州・沖縄サミットで採択されたIT憲章及びAPTアジア太平洋情報社会サミットの「東京宣言」を踏まえ、国際的なデジタル・ディバイド解消に向けた一層積極的な取組が期待されている。

図表 資金協力の実施状況(2000年度署名分)



- 1 総務省所管情報通信分野の関連案件のみを掲載
- 2 無償資金協力、円借款は交換公文署名ベース。

図表 技術協力の実施状況(2000年度)

	郵政事業	電気通信	放送	合計
研修員受入(人)	143 (108)	404 (444)	78 (78)	625 (630)
専門家派遣(人)	8 (9)	68 (100)	21 (26)	97 (135)
プロジェクト方式 技術協力(件)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3 (2)
開発調査(件)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (3)

( )内は前年度実績

### 3 国際標準化活動の推進

#### 標準化作業の迅速化～新たな勧告承認手続きの導入等～

電気通信分野の国際標準化では、国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union) が中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門 (ITU-T: ITU Telecommunication Standardization Sector) 及び無線通信部門 (ITU-R: ITU Radio-communication Sector) が標準化活動を行っている。

##### ITU-Tにおける取組

4年に一度開催され、ITU-Tの活動の方向性を決める会議である世界電気通信標準化総会 (WTSA-2000: World Telecommunication Standardization Assembly-2000) が、2000年9～10月にカナダ (モントリオール) で開催された。WTSA-2000では、IMT-2000を含む将来の移動通信に関する特別研究委員会 (SSG: Special Study Group on "IMT-2000 and Beyond") の設置、作業方法の見直し、新規及び改訂勧告の承認及び研究委員会 (SG: Study Group) 議長・副議長の任命が行われた。特に作業方法の見直しでは、今まで勧告の承認手続きだけで9か月程度を要し、電気通信技術の急速な発展に十分対応できないおそれがあるため、規制又は政策への影響をともなわない勧告については、SG会合を開催せず電子的な手段 (電子メール、ウェブ等) を活用して迅速な勧告承認を可能とする「代替承認手続」(AAP: Alternative Approval Process) の導入が決定した (図表)。前会期 (1997～2000年) のITU-T勧告のうち90%程度が規制又は政策への影響をともなわないものであったことから、今後、ほとんどのITU-T勧告の承認手続きに要する期間が3か月程度に短縮されることが期待できる。また、中小・ベンチャー企業を含め、民間企業のITU-T活動へのより一層の参加を促進するために、ITU-T内の全てのSGでなく一つのSG活動のみに参加可能とすかわりに、通常のITU-Tメンバーよりも分担金額を低く設定した「アソシエイト制度」の導入についても決定した。その他、新たに設置されたSSGを含め、14のSGの議長・副議長の任命が行われ、我が国からは7名が議長・副議長に選出

された。

##### ITU-Rにおける取組

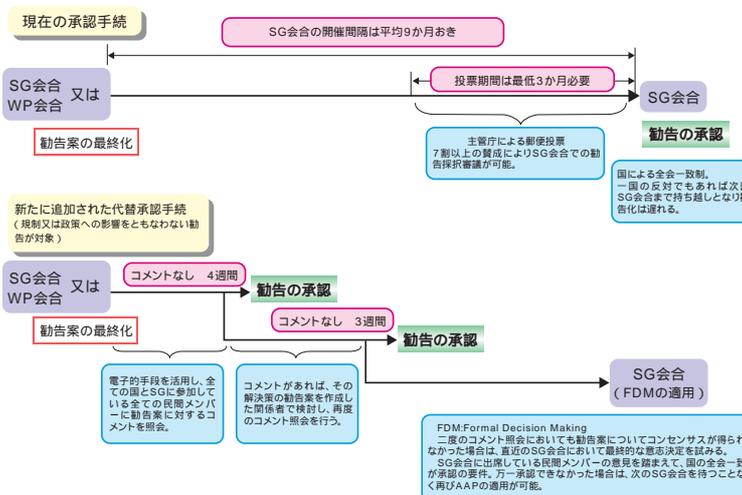
ITU-Rにおける勧告承認等の研究活動の評価及び次会期の研究方針の決定となる研究課題の承認の場である無線通信総会 (RA-2000: Radio-communication Assembly 2000) が、2000年5月にトルコ (イスタンブール) で開催された。総会では、IMT-2000の無線伝送方式、ITSのシステムであるETC及び安全運転支援のための自動車レーダー等の移動通信分野等に係る技術・運用条件等を規定した勧告が承認された。そのほかに、IMT-2000の高度化及びその次の世代の移動通信システムの検討、成層圏プラットフォームと他業務との周波数共用の研究等、次会期の研究活動に関する課題が承認された。

また、放送分野では、これまで放送技術に係る研究をSG10 (音声放送) とSG11 (テレビジョン放送) の二つの組織で行っていたが、放送のデジタル化技術の革新にともない、これら二つの研究分野を区別する意義が薄れてきたことから、SG10とSG11を統合し、新たにSG6 (放送業務) とすることが決定された。

同時に、新たに設置されたSGを含め、7つのSG及び研究計画を担当するアドバイザーグループ (RAG) の議長・副議長の任命が行われ、我が国からは、4名が議長・副議長に選出された。

我が国における取組としては、平成13年10月に第4世代移動通信システム (4G) の研究を担当するSG8WP8F会合を日本へ招請することとしている。4Gについては、情報通信審議会において、サービスイメージや伝送速度等の基本コンセプト、実現に必要な研究開発課題等が検討されていることから (平成12年10月諮問、平成13年6月答申) 審議会の成果をWP8Fの本会合の審議に反映させることによって、我が国として、4Gの世界標準化の推進に貢献することとしている。

図表 勧告承認手続の迅速化の概要



## 4 電気通信機器の国際流通の進展への対応

### 基準認証制度の国際的整合性

電気通信機器の国際的な流通等グローバル化への動きを背景として、我が国における電気通信機器に関する基準認証に関しても国際的な調和を図ることが要請されており、総務省では従来から、諸外国との相互承認を推進してきているところである(図表)。

例えば、欧州共同体との間では、電気通信機器、電気製品、化学品及び医薬品の4分野において相互承認を実施する協定(「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」)が、平成13年4月4日に署名されたところであり、これを受けて総務省は、本協定を実施するために第151回国会へ「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(特定機器相互承認法案)」を提出した。同法案は、欧州共同体との相互承認を推進し、もって電気通信機器の輸出入の円滑化を図ることを目的としている。

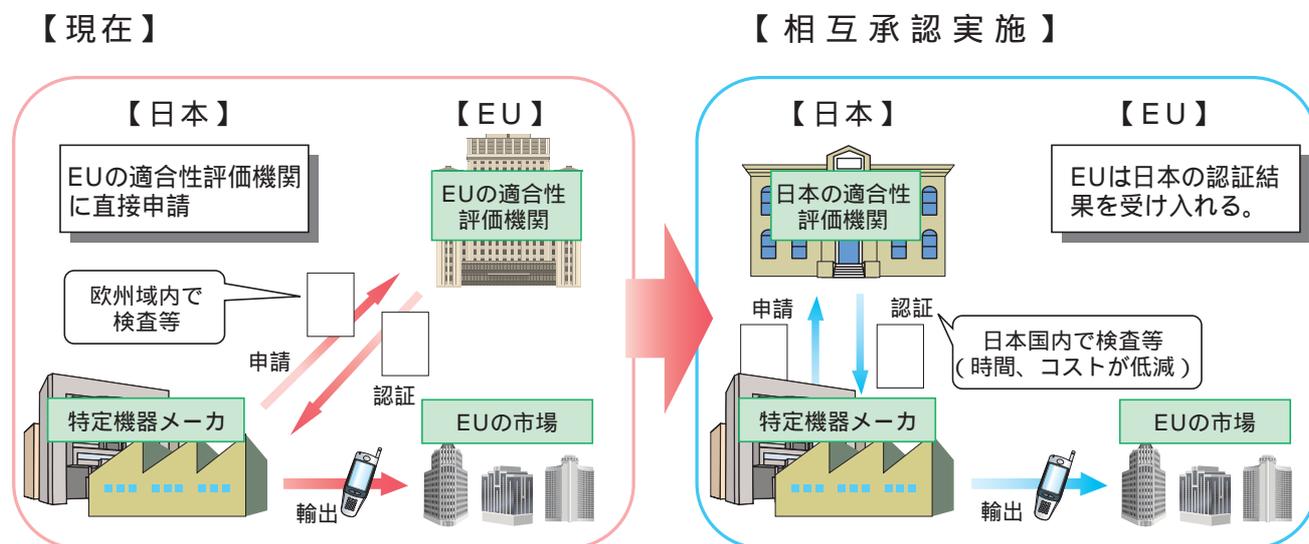
このように、総務省では、我が国の競争力のある電気通信技術の海外展開を促進するとともに、外国製機器など利用可

能な機器の多様化を図るなど、世界中の人々がIT(情報通信技術)革命の恩恵を享受することに貢献することを目指している。

また、規制緩和推進3か年計画(再改定)において、電気通信機器の認証業務を行う指定機関(電気通信事業法上の指定認定機関及び電波法上の指定証明機関)に係る公益法人要件について検討を行うこととされたことを受け、総務省では、「電気通信機器の基準認証制度に関する研究会」を開催し、我が国における電気通信機器の基準認証制度の在り方について検討を行った(平成12年7月報告書公表)。

こうした検討を踏まえ、総務省では、指定認定機関及び指定証明機関について、公益法人以外の者であっても指定を受けることができることとするため、「電気通信事業法の一部を改正する法律」及び「電波法の一部を改正する法律」を第151回通常国会に提出し、成立した。

図表 相互承認の概念図



日本からEUに機器を輸出する場合、EUより日本に機器を輸出する場合も同様。